



7カ月児・1歳児

健康相談

今年度より、乳幼児健康相談(7カ月児・1歳児健康相談)の内容が変わりました。



随時相談 予約不要

ご自分の時間に合わせて相談したい方にお勧めです。

場所 安達保健福祉センター
時間 平日9:00~17:00
 ※年末年始、土日祝日は休み。
持参物 母子健康手帳

◎問い合わせ・申し込み…
 健康増進課保健係 ☎(55)5110

離乳食ふれあい教室 要予約

「初めての子育て」「離乳食が心配」という方にお勧めです。

対象 7カ月前後、1歳前後のお子さんと保護者
内容 離乳食作りや試食、親子遊びなどの体験
持参物 母子健康手帳、おんぶ紐、外出時の必要物品(ミルク、水分、タオル、オムツ等)

開催日	場所	時間
5/10(木)	二本松保健センター	9:30~12:00
5/22(火)	東和保健センター	
6/7(木)	二本松保健センター	※受付は9:00~
6/19(火)	岩代保健センター	

料金 無料
定員 1回10組程度(先着順)
申込期限等

開催日の2週間前から3日前までに電話等でお申し込みください。定員となった場合、他の日時・会場をご案内することがあります。

両親学級のご案内

安心して出産・育児ができるよう、教室を開催します。

日時・内容 5月20日(日)

- 午前9時~
- 受け付けとマタニティ体験
- 午前9時30分~正午
- 元気な赤ちゃんを迎えるためのオーラルケア
- 今と昔の子育て(便利グッズを考える)

会場

安達保健福祉センター

対象者 市内にお住まいの妊婦さんとそのパートナーの方

講師 歯科衛生士、保健師

持参物 母子健康手帳

託児 無料

※事前に申し込みが必要
 ※託児を希望される方は、オムツ、着替え、ミルクなどを持参してください。

申込期限 5月17日(木)

申し込み方法

参加者氏名、出産予定日、託児希望の有無などを下記までご連絡ください。



放射線学習会

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故発生から7年が過ぎ、放射能への関心が薄れている現状がある中、まだまだ言葉にできない不安や悩みを抱えながら生活されている方もいらっしゃいます。「今さら聞けない、話せない…」

「今さら聞けない、話せない…」
 と思っていらっしゃる方、ここだからこそ聞ける、話せる会に参加してみませんか。
日時 5月17日(木)
 午前9時30分~正午
 ※受け付けは午前9時15分から

場所 安達保健福祉センター

対象者 市内にお住まいの方

内容 今の自分の思いを話したり、他の参加者の声を聞いたりします。その後アドバイザーが、皆さんの不安や疑問にお答えします。

講師

獨協医科大学准教授 国際疫学研究室福島分室室長
 木村 真三氏

申込期限 5月14日(月)

申し込み方法

(二本松市放射線専門家 チームアドバイザー)
 二本松市放射線専門家
 チームアドバイザー

健康増進課保健係

電話番号 ☎(55)5110

Fax (23)1714

お問い合わせ・申し込み…

健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

※託児希望の方は、お子さんの名前、年齢をお知らせください。



内部被ばく量測定 (ホールボディカウンター)

3歳以上の方を対象に、年間を通して行っています。継続して「測る」「記録する」「知る・学ぶ」ことが重要です。対象者には、随時ご案内の通知を送付します。

測定場所 放射線被ばく測定センター

測定日程 詳細については、電話予約の際にご案内します。

※定休日は木曜日、土日は隔週実施。

予約先 放射線被ばく測定センター ☎(24)8110

お問い合わせ・申し込み…

健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を給付します。

高等学校卒業程度認定試験 (高卒認定試験)合格支援給付金

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験合格のための講座を受講し、講座を修了したときおよび試験に合格したときに、受講費用の一部を給付します。

就職に関する相談会

福島県母子家庭等就業・自立支援センターでは、県内にお住まいの仕事を探すひとり親家庭の方を対象に、毎月1回、就職に関する相談会を行っています。

相談無料ですのでお気軽にお問い合わせください。

相談日 5月16日(水)

※6月以降もあります。

場所 福島県総合社会福祉センター(福島市渡利七社宮111)

◎問い合わせ…

福島県母子等就業・自立支援センター ☎024(521)5699

負担の軽減

寡婦(夫)控除みなし適用

未婚のひとり親世帯で保育所等を利用するときは、寡婦(夫)控除が該当しないことで保育料が高くなる場合があります。

このような状況を改善するため、未婚のひとり親世帯で保育所等を利用するときに、仮に寡婦(夫)控除を該当させて保育料を計算する「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施します。

◎問い合わせ…

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094



ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、医療費の一部を助成します。

受給資格 次の全てに該当する方が対象となります。

- ・18歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父とその児童および、父母のいない18歳未満の児童(子ども医療費制度を利用できる児童は同制度が優先)
 - ・国民健康保険または社会保険に加入している方
 - ・二本松市に住所がある方
 - ・前年(1月～6月までの申請については前々年)の所得が児童扶養手当を支給される場合の所得制限額以下である方
- ※助成を受けるには、事前の登録申請と、毎月・医療機関毎に助成申請書を市役所に提出する必要があります。

就労への支援

※就労への支援は、所得制限あり。

※受講前に事前相談が必要。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利になるよう、介護職員初任者研修や医療事務等厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」(詳しくは、ハローワークの「教育訓練給付制度」のホームページをご覧ください。)を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を助成します。

経済的支援

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

受給資格 次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている父母または養育者(所得制限があります)

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・心身に重い障がいのある父または母をもつ児童 など
- ※公的年金の受給など、状況により手当が減額になる場合や手当を受けられない場合あり。

※手当を受けるには申請が必要。

手当額

- ・月額 42,500円
- ・第2子加算 10,040円
- ・第3子加算 6,020円

※本人や同居家族の所得によって、手当の減額や手当が支給されない場合あり。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。福島県の母子・父子自立支援員が資金の借り入れや償還の相談に応じます。貸し付けの種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。